

# 石川県公報

令和元年5月28日(火曜日)

号 外

(第5号)

## 目 次

選挙管理委員会 ○石川県公職選挙運動実施規則の一部を改正する規則	1	○石川県公職選挙事務執行規程の一部改正	2
-------------------------------------	---	---------------------	---

## 選挙管理委員会

石川県公職選挙運動実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月二十八日

石川県選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会規則第二号

石川県公職選挙運動実施規則の一部を改正する規則

石川県公職選挙運動実施規則(昭和三十年石川県選挙管理委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記第三十号様式の三を次のように改める。

第三十号様式の三(参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の様式)(第六十三条関係)

何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙		参議院名簿届出政党等名称及び参議院名簿登載者氏名掲示		何市(町)(村)選挙管理委員会	
(ふりがな) 参議院名簿 届出政党等 の名称					
(ふりがな) 略称					
(ふりがな) 参議院名簿 登載者の氏名	優先的に当選人と なるべき候補者			優先的に当選人と なるべき候補者	
	(順位)(氏名)			(順位)(氏名)	

### 備考

- 選挙当日は、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に掲示すること。
- 期日前投票所又は不在者投票管理者が市町村選挙管理委員会の委員長である不在者投票所では、投票を記載する場所内の適当な箇所に掲示すること。
- 掲示は、公職選挙法第七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序により、上段から行うものとする。
- 参議院名簿登載者の氏名の掲載の順序は、同項の規定により参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右

側から行つものとする。

5 「順位」は横書で、それ以外は縦書で記載し、名簿による候補者届出書の記載により、ふりがなを付す。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の石川県公職選挙運動実施規則の規定は、この規則の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙について適用する。

石川県選挙管理委員会告示第56号

石川県公職選挙事務執行規程(昭和30年石川県選挙管理委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

令和元年5月28日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

第28号様式(別紙)を次のように改める。

(別紙)

参議院名簿届出 政党等の名称		参議院名簿届出 政党等の名称		参議院名簿届出 政党等の名称	
参議院名簿届出政党等の 得票数		参議院名簿届出政党等の 得票数		参議院名簿届出政党等の 得票数	
うち各参 議院名簿 登 載 者 (優先的 に当選人 となるべ き候補者 を除く) の得票数	各参議院名簿 登載者の氏名	うち各参 議院名簿 登 載 者 (優先的 に当選人 となるべ き候補者 を除く) の得票数	各参議院名簿 登載者の氏名	うち各参 議院名簿 登 載 者 (優先的 に当選人 となるべ き候補者 を除く) の得票数	各参議院名簿 登載者の氏名
うち上記を除く参議院名 簿届出政党等の得票数 (法第68条の3の規定に より参議院名簿届出政党 等の有効投票とみなされ た投票を含む。)		うち上記を除く参議院名 簿届出政党等の得票数 (法第68条の3の規定に より参議院名簿届出政党 等の有効投票とみなされ た投票を含む。)		うち上記を除く参議院名 簿届出政党等の得票数 (法第68条の3の規定に より参議院名簿届出政党 等の有効投票とみなされ た投票を含む。)	
うち参議院名簿届出 政党等の名称又は略 称		うち参議院名簿届出 政党等の名称又は略 称		うち参議院名簿届出 政党等の名称又は略 称	
うち法第68条の3の 規定により参議院名 簿届出政党等の有効 投票とみなされた投 票		うち法第68条の3の 規定により参議院名 簿届出政党等の有効 投票とみなされた投 票		うち法第68条の3の 規定により参議院名 簿届出政党等の有効 投票とみなされた投 票	
優先的に当選 人となるべき 候補者の氏名		優先的に当選 人となるべき 候補者の氏名		優先的に当選 人となるべき 候補者の氏名	

附 則

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の石川県公職選挙事務執行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙について適用する。

